

<h1>山梨県公報</h1>	号外第七十六号	日 曜 金	1 監査対象箇所及び監査期日																							
	平成十五年 十二月十九日																									
目次 監査委員 監査の結果に関する報告の公表.....			<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査箇所</th> <th>監査年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電総合制御所 早川水系発電管理事務所</td> <td>平成 15 年 7 月 16 日 "</td> </tr> <tr> <td>笛吹川水系発電管理事務所 石和温泉管理事務所</td> <td>平成 15 年 7 月 17 日 "</td> </tr> <tr> <td>企業局 総務課 電気課 業務課</td> <td>平成 15 年 7 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>秘書課</td> <td>平成 15 年 9 月 17 日</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>平成 15 年 9 月 5 日</td> </tr> <tr> <td>人事委員会事務局</td> <td>平成 15 年 9 月 19 日</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td>平成 15 年 9 月 5 日</td> </tr> <tr> <td>地方労働委員会事務局</td> <td>平成 15 年 9 月 5 日</td> </tr> <tr> <td>警察本部 総務課、会計課、警務課、教養課、監察課、 厚生課、情報管理課、生活安全企画課、地域課、 生活保安課、捜査第一課、捜査第二課、鑑識課、 科学捜査研究所、交通企画課、交通指導課、 交通規制課、運転免許課、交通機動隊、 高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、 国際対策課、機動隊、警察学校</td> <td>平成 15 年 9 月 5 日</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部 福祉保健総務課(監査指導室) 長寿社会課 国保援護課 児童家庭課 障害福祉課 医務課</td> <td>平成 15 年 9 月 11 日</td> </tr> </tbody> </table>		監査箇所	監査年月日	発電総合制御所 早川水系発電管理事務所	平成 15 年 7 月 16 日 "	笛吹川水系発電管理事務所 石和温泉管理事務所	平成 15 年 7 月 17 日 "	企業局 総務課 電気課 業務課	平成 15 年 7 月 31 日	秘書課	平成 15 年 9 月 17 日	議会事務局	平成 15 年 9 月 5 日	人事委員会事務局	平成 15 年 9 月 19 日	監査委員事務局	平成 15 年 9 月 5 日	地方労働委員会事務局	平成 15 年 9 月 5 日	警察本部 総務課、会計課、警務課、教養課、監察課、 厚生課、情報管理課、生活安全企画課、地域課、 生活保安課、捜査第一課、捜査第二課、鑑識課、 科学捜査研究所、交通企画課、交通指導課、 交通規制課、運転免許課、交通機動隊、 高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、 国際対策課、機動隊、警察学校	平成 15 年 9 月 5 日	福祉保健部 福祉保健総務課(監査指導室) 長寿社会課 国保援護課 児童家庭課 障害福祉課 医務課	平成 15 年 9 月 11 日
監査箇所	監査年月日																									
発電総合制御所 早川水系発電管理事務所	平成 15 年 7 月 16 日 "																									
笛吹川水系発電管理事務所 石和温泉管理事務所	平成 15 年 7 月 17 日 "																									
企業局 総務課 電気課 業務課	平成 15 年 7 月 31 日																									
秘書課	平成 15 年 9 月 17 日																									
議会事務局	平成 15 年 9 月 5 日																									
人事委員会事務局	平成 15 年 9 月 19 日																									
監査委員事務局	平成 15 年 9 月 5 日																									
地方労働委員会事務局	平成 15 年 9 月 5 日																									
警察本部 総務課、会計課、警務課、教養課、監察課、 厚生課、情報管理課、生活安全企画課、地域課、 生活保安課、捜査第一課、捜査第二課、鑑識課、 科学捜査研究所、交通企画課、交通指導課、 交通規制課、運転免許課、交通機動隊、 高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、 国際対策課、機動隊、警察学校	平成 15 年 9 月 5 日																									
福祉保健部 福祉保健総務課(監査指導室) 長寿社会課 国保援護課 児童家庭課 障害福祉課 医務課	平成 15 年 9 月 11 日																									
監査委員																										
山梨県監査委員告示第十号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。 平成十五年十二月十九日																										
山梨県監査委員	勝	敏	夫																							
同	早	川	正	秋																						
同	奥	秋	恵	次																						
同	竹	越	久	高																						

衛生業務課 健康増進課	
企画部 総合政策室 企画課 広聴広報課（県民情報センター） 北富士演習場対策課 情報政策課 統計調査課 リニア推進課 県民生活課（県民相談センター） 生涯学習文化課 青少年課（旧青少年女性課） 男女共同参画課（旧青少年女性課、女性政策室） 国際課（パスポートセンター） 交通政策課	平成 15 年 9 月 17 日 平成 15 年 9 月 19 日

- 2 監査対象期間
平成 14 年度
- 3 監査の方法
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。
- 4 監査結果処理区分
監査結果は次のとおり区分した。
 - (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 - (2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 - (3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

- 5 監査の結果
財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部の箇所では改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。
監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区 分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘（件）		1			1				2
指導（件）	10	12	7	3	4	3	2	2	43
注意（件）		5	1	4	1				11
合 計	10	18	8	7	6	3	2	2	56

- 6 指摘事項
不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。
 - (1) 前回監査で文書指導した行政財産使用料が未調定であった。また、関係書類が所在不明となっていた。
(長寿社会課)
 - (2) 山梨県心身障害者扶養共済条例に規定されている三箇月以上掛金を滞納している者の脱退処理をせず、この掛金分も含めて社会福祉・医療事業団（現独立行政法人福祉医療機構）に保険料を納付していた。
(障害福祉課)
- 7 その他の概要
指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行ったものは、次のとおりである。
 - (1) 収入に関する事項
収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
手数料、使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの
 - (2) 支出に関する事項
補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
支出負担行為伺いの事務処理に不備があり改善を要するもの
 - (3) 給与に関する事項

旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの

(4) 契約に関する事項

予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
随意契約で見積書の取扱いに不備があり改善を要するもの

(5) 工事に関する事項

工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの

(6) 財産管理に関する事項

行政財産使用料の積算に誤りがあり改善を要するもの
土地の管理に一部不備があり改善を要するもの

(7) 物品管理に関する事項

備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
棄却手続き未了や備品シールの貼付などに不備があり改善を要するもの

(8) その他の事項

公営企業会計の退職給与引当金に計上不足があり改善を要するもの

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番